

平成十九年十二月二十日提出
質問第三四八号

公的年金の脱退手当金に関する質問主意書

提出者
山井和則

公的年金の脱退手当金に関する質問主意書

消えた年金問題が発覚して以降、年金記録確認の問合せが数多く寄せられることになった。その中には厚生年金等公的年金の脱退手当金に関する問合せも相当数含まれている。

以下質問する。なお、一から六までについては、いずれも厚生年金、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金の別が分かるようにお答えいただきたい。

一 社会保険審査会で把握している過去の全審査請求受付件数は何件か。そのうち公的年金の脱退手当金に関する件数は何件か。全受付件数に占める割合も含め、経年ごと（今年は十二月二十日現在）と全数についてお教えいただきたい。

二 一の脱退手当金に関する申し立ての上位三件について内容、件数をお教えいただきたい。また脱退手当金の全申し立て件数に占めるそれら上位三件の割合についてもお教えいただきたい。

三 二の脱退手当金に関する申し立ての上位三件の審査結果および審査結果への見解をお答えいただきたい。

四 年金記録確認中央第三者委員会への全申し立て件数は何件か（十二月二十日現在）。そのうち公的年金

の脱退手当金に関する件数は何件か。全受付件数に占める割合も含め、経年ごと（今年は十二月二十日現在）と全数についてお教えいただきたい。

五 四の脱退手当金に関する申し立ての上位三件について内容、件数をお教えいただきたい。また脱退手当金の全申し立て件数に占めるそれら上位三件の割合についてもお教えいただきたい。

六 五の脱退手当金に関する申し立ての上位三件の判定結果および判定結果への見解をお答えいただきたい。

七 もし六の判定結果がまだ出ていないならば、なぜ判定が滞っているのか。判定するためには何が必要か。判定を求めておられる方々が数多くいる中で、今後速やかな判定をしていくためにどのようなことをしていくのか。

八 国家・地方とも共済年金は一旦、脱退一時金を受け取ってしまった後も、後になって利子をつけて返還すれば、その分も含めて年金として受け取れる制度となっている。なぜか。厚生年金には同様の制度がないことこの理由も含めてお答えいただきたい。

右質問する。